

令和8年第6回農業委員会議事録

令和8年6月25日

下妻市農業委員会

令和8年第6回下妻市農業委員会会議録

1. 日 時 令和8年6月25日(木) 午後1時30分

2. 場 所 下妻市役所3階 会議室3-1

3. 議 案

第1号 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について

第2号 農地法第5条の規定による賃借権設定許可申請に対する処分について

第3号 現況証明書の交付決定について

第4号 令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況
の公表について

第5号 令和8年度全国農業新聞普及推進実施計画について

4. 報 告

第1号 地域計画区域内における認定農業者が使用する農業用施設への転用に係る申出
について

第2号 転用事実証明願の専決処分について

第3号 農地法第18条第6項の規定による通知書受理について

出席委員次のとおり

1番 高橋 克己

2番 鶴見 清忠

3番 結束 乾一

4番 野村 操

5番 栗原 三郎

6番 鈴木 政良

7番 中山 悟

8番 吉川 利幸

9番 飯島 晴彦

10番 草間 進

11番 白井 安男

12番 笠島 修

13番 羽賀 茂

14番 齊藤 森一

15番 稲川 広美

16番 飯村 春夫

17番 程塚 裕行

18番 塚田 好克

19番 齋藤 孝夫

出席職員次のとおり

局長 広瀬 和男 局長補佐 杉田 由里子 局長補佐 磯 和洋 係長 富張 陽子

(午後1時30分 開会)

議長(会長 齋藤孝夫君)

ただいまから、令和8年第6回下妻市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は、19名であります。

定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

なお、本日の議事録署名委員は、18番 塚田 好克 君、1番 高橋 克己 君、の両名を指名いたします。

それでは、議事に入ります。

はじめに、議案第1号、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長(広瀬和男君)

1ページをお開き願います。

議案第1号、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請につきましては、今回、12件の申請であります。ご説明申し上げます。

処理番号1号、申請地、大園木地内、畑、535㎡、申請理由は、自宅に近い農地の取得で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

処理番号2号、申請地、半谷地内、3筆、田、合計 3,645㎡、申請理由は、所有地に隣接する農地の取得で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

処理番号3号、申請地、高道祖地内、畑、789㎡、申請理由は、所有地に隣接する農地の取得で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

2ページをお開き願います。

処理番号4号、申請地、前河原地内、畑、2,085㎡、申請理由は、所有地に隣接する農地の取得で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

処理番号5号、申請地、江地内、4筆、畑、合計 4,906㎡、申請理由は、農業経営規模拡大で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

処理番号6号、申請地、大木地内、畑、737㎡、申請理由は、農業経営規模拡大で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

3ページをご覧願います。

処理番号7号、申請地、大木地内、畑、724㎡、申請理由は、農業経営規模拡大で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

処理番号8号、申請地、半谷地内、4筆、畑、合計 4,046㎡、申請理由は、農業経営規模拡大で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。農地法第3条第2項各号の不許可の条

文には該当しない申請内容であると考えられます。

4 ページをお開き願います。

処理番号 9 号、申請地、半谷地内、2 筆、田、合計 880 m²、申請理由は、農業経営規模拡大で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。農地法第 3 条第 2 項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

処理番号 10 号、申請地、黒駒地内、畑、1,421 m²、申請理由は、農業経営規模拡大で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。公益社団法人 茨城県農林振興公社が、先月の報告第 1 号により取得した農地の売り渡しであります。農地法第 3 条第 2 項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

処理番号 11 号、申請地、樋橋地内、畑、521 m²、申請理由は、農業経営規模拡大で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。農地法第 3 条第 2 項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

5 ページをご覧ください。

処理番号 12 号、申請地、宗道地内、畑、532 m²、申請理由は、所有地に隣接する農地の取得で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。農地法第 3 条第 2 項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

以上でございます。

議長(会長 齋藤孝夫君)

説明を終わります。次に担当委員の調査について、順次報告願います。

(議案第 1 号)

処理番号 1 号: 結束委員

議案第 1 号 処理番号 1 号について報告いたします。申請地は、ふるさと交流館リフレこかいから北へ約 150m にあり、休耕でしたが、きれいに管理されていました。6 月 21 日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3 条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人には自宅訪問にて行い、譲渡人には電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく願います。

処理番号 2 号: 鶴見委員

議案第 1 号 処理番号 2 号について報告いたします。申請地は、砂沼球場から北へ約 700m にあり、水稻の作付けがされていました。6 月 17 日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3 条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人には自宅訪問にて行い、譲渡人には電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく願います。

処理番号 3 号: 笠島委員

議案第1号 処理番号3号について報告いたします。

申請地は、高道祖小学校から南へ約800mにあり、休耕で、少し雑草が生えていましたが、管理されていました。6月22日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人には自宅訪問にて行い、譲渡人にも自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

処理番号4号:鶴見委員(代理報告)

議案第1号 処理番号4号について報告いたします。申請地は、ビアスパークしもつまから南東へ約650mにあり、梨の木の伐採中でした。6月21日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人には自宅訪問にて行い、譲渡人にも自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

処理番号5号:鶴見委員

議案第1号 処理番号5号について報告いたします。申請地は、上妻小学校から北西へ約1.4kmにあり、休耕でしたが、きれいに管理されていました。6月17日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、譲渡人にも電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

処理番号6号:鶴見委員

議案第1号 処理番号6号について報告いたします。申請地は、JA常総ひかり下妻第1梨選果場から南へ約1.1kmにあり、休耕でしたが、きれいに管理されていました。6月17日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人には自宅訪問にて行い、譲渡人にも自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

処理番号7号:鶴見委員

議案第1号 処理番号7号について報告いたします。申請地は、JA常総ひかり下妻第1梨選果場から南へ約1.1kmにあり、休耕でしたが、きれいに管理されていました。6月17日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人には自宅訪問にて行い、譲渡人にも電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

処理番号 8 号:鶴見委員

議案第 1 号 処理番号 8 号について報告いたします。申請地は、上妻小学校から東へ約 900m にあり、麦の作付けがされていましたが、一部雑草が繁茂していました。6 月 17 日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3 条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、譲渡人には電話及び自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

処理番号 9 号:鶴見委員

議案第 1 号 処理番号 9 号について報告いたします。申請地は、JA 常総ひかり下妻第 1 梨選果場から西へ約 850m にあり、休耕で、雑草が繁茂していました。6 月 17 日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3 条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、譲渡人にも電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

処理番号 10 号:鶴見委員(代理報告)

議案第 1 号 処理番号 10 号について報告いたします。申請地は、下妻特別支援学校から西へ約 600m にあり、休耕でしたが、きれいに管理されていました。6 月 21 日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3 条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

処理番号 11 号:高橋委員

議案第 1 号 処理番号 11 号について報告いたします。申請地は、豊加美小学校から南東へ約 1.4 km にあり、休耕で、雑草が繁茂していました。6 月 17 日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3 条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、譲渡人にも電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

処理番号 12 号:飯村委員

議案第 1 号 処理番号 12 号について報告いたします。申請地は、宗道駅から南西へ約 150m にあり、休耕で、雑草が繁茂していました。6 月 19 日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3 条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、譲渡人にも電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

議長(会長 齋藤孝夫君)

調査結果について発言はありませんか。齊藤(森)委員。

齊藤(森)委員

処理番号4号について、梨の伐採中とのことでしたが、今後何を作付けする予定なのでしょうか。

議長(会長 齋藤孝夫君)

私の担当地区なので、私からお答えいたします。この後、何を作付けするかは聞いていませんが、譲受人の宅地続きの土地を、譲り受けたいということで、普通作物かと思います。

齊藤(森)委員

わかりました。処理番号5号について、休耕管理ということでしたが、この後の作付けについては聞いていますか。

鶴見委員

きれいに耕耘してありまして、これから先は麦を作る予定とのことでした。

齊藤(森)委員

わかりました。処理番号6号については、休耕管理ということですが、この後の作付けについてはいかがですか。

鶴見委員

こちら、休耕できれいになっておりまして、野菜を作る予定とのことでした。

齊藤(森)委員

わかりました。処理番号7号についても休耕管理ということでしたが、この後の作物についてはいかがですか。

鶴見委員

こちらは、処理番号6号と同じ人なので、同じく野菜です。

齊藤(森)委員

わかりました。処理番号8号について、麦を作付けで一部は雑草ということでしたが、この後の作物についてはいかがですか。

鶴見委員

譲渡人が4人おりまして、3ヶ所は麦を作付け、1ヶ所は場所が離れていて、草が繁茂している状態で、このあと何を作付けするかは聞いておりません。

齊藤(森)委員

わかりました。処理番号 9 号について、休耕で雑草繁茂ということでしたが、この後の作物についてはいかがですか。

鶴見委員

ここは田んぼで、この前に買った人が作付けをしていなくて、そのまま草が繁茂して木が生えていました。今後何を作るかは聞いておりません。

齊藤(森)委員

わかりました。処理番号 10 号について、休耕管理とのことですが、今後の作付けについてわかりましたらお願いします。

議長(会長 齋藤孝夫君)

これは私の担当地区なのでお答えします。譲受人の方は担い手で、水稻や麦を作っています。今回の農地は畑なので、麦を作ると思います。

齊藤(森)委員

処理番号 11 号について、休耕で雑草繁茂ということでしたが、今後の作付けについてわかりましたらお願いします。

高橋委員

雑草も生えてましたが、ちょっと木も生えていたので、譲受人の方に、この後どうするのかお聞きしました。一応、伐採して綺麗に整地するとのことでしたが、何を作付けするのかまでは聞いていないです。

齊藤(森)委員

わかりました。処理番号 12 号について、休耕で雑草繁茂ということでしたが、今後の作付けについてわかりましたらお願いします。

飯村委員

自家消費野菜と申請されています。

ただ、今回の農地の東側が、以前申請して取得したところですが、同じように雑草が繁茂していました。新規就農の外国人ということもあり、事務局の方からしっかりと指導お願いしますということを発言したと思うのですが、作付けをしたような形跡が見られないのですが、これはどうなのでしょう。

事務局職員(富張陽子君)

お答えいたします。

今回の取得の農地と一緒に、前回の 2 月の総会で取得した農地についても、一緒に耕作するというところで申請の際に受けております。

それと、先ほど齊藤(森)委員のご質問で、8号から12号までの作付け予定作物ですが、事務局の方で申請の際にありました、作付けの作物についてお答えいたします。

処理番号8号につきましては、野菜を作付けする予定ということです。

処理番号9号につきましては、申請書では水稻を作付けする予定となっております。

処理番号10号につきましては、麦とソバを作付けする予定ということです。

処理番号11号につきましては、野菜を作付けする予定です。

処理番号12号につきましても、野菜を作付けする予定という申請を受けております。

以上でございます。

齊藤(森)委員

わかりました。私は、担当をした農地について後日、調査しているのですが、例えばにんじんを作付けする予定としていて、確かににんじんは作付けしたのですが、その後収穫されていない状況などがありましたので、今後の予定を聞いた次第です。

議長(会長 齋藤孝夫君)

わかりました。他に発言はありませんか。稲川委員。

稲川委員

処理番号9号の件で、その現地の状況が、雑草が繁茂していて、木も生えていたと報告がありました。その譲渡人が、処理番号8号の案件で買う人・譲受人になっていて、こちらでも農業経営拡大のためとなっていますが、以前に買った農地がそのような状態で放置されていて、それでまたここで農地を買うということは、どうなのでしょう。

何年前かに、自分のところで農地を所有権移転しようと思って申請をした際に、所有している土地が雑草繁茂しているから買えないというようなことを言われて、そこの草刈りをした記憶があって、それなので、そういう状況でこのような案件が同じ月に通ったのかと、ちょっと疑問に思いました。

議長(会長 齋藤孝夫君)

買いたい人が遊休農地を持てると買えないと思います。でもそれを改善できれば大丈夫ということです。そういうことでよろしいでしょうか。

稲川委員

はい。

議長(会長 齋藤孝夫君)

その他、発言はありませんか。程塚委員。

程塚委員

処理番号12号について、2月頃に申請があったと思いますが、今回も農機具が借受予定、導入予定ということです。自宅が野木町で、通作距離は事務所から60メートルということですが、2回目も農機具に

ついて借り受け導入予定ということであれば、前回は、どうだったのか。導入予定、あるいは借受予定であれば、何月頃とか、一筆入れてもらってもいいんじゃないかと思います。

また、申請から少し経ってから耕作しているのか確認するなど、注意してみていった方が良いのではないかと思います。

議長(会長 齋藤孝夫君)

事務局お願いします。

事務局職員(磯和洋君)

お答えします。

こういう案件によっては定期的に現地を確認して、その都度指導して参りたいと考えます。

よろしくお願いします。

議長(会長 齋藤孝夫君)

程塚委員、いかがですか。

程塚委員

前回の申請については、現地を確認しておられるのでしょうか。

事務局職員(磯和洋君)

2月に申請のあった場所については、これまで1度も確認はしておりません。今後、この2筆合わせて確認して指導して参ります。以上でございます。

議長(会長 齋藤孝夫君)

程塚委員、いかがですか。

程塚委員

わかりました。

議長(会長 齋藤孝夫君)

その他、発言はありませんか。飯村委員。

飯村委員

ただ今の処理番号12号について、現地を確認してもいいと思いますが、写真等の報告を提出してもらうというの方がいいのではと思いますが、いかがですか。

議長(会長 齋藤孝夫君)

事務局、お願いします。

事務局職員(磯和洋君)

お答えします。

そのような提案もありますので、今後そのような報告を求めていくことも検討して参ります。

よろしくお願いします。

議長(会長 齋藤孝夫君)

ただ、法的には罰則はないと思いますので、例えば、隣の人に耕作してもらおうということになったらそれまでです。

ですが、指導として役所の方からそれをやるのが大事だと思います。だから飯村委員、程塚委員の言うことを、参考にさせてもらって、こういう場合は事務局から指導していただくという方向でよろしいでしょうか。

飯村委員

はい。

議長(会長 齋藤孝夫君)

その他、発言はありませんか。

(「なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤孝夫君)

なければお諮りいたします。本案につきましては、申請のとおり処分することに異議ありませんか。

(「異議なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤 孝夫君)

異議なしと認め、左様決しました。

続いて、議案第2号、農地法第5条の規定による賃借権設定許可申請に対する処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長(広瀬和男君)

6ページ並びに、参考資料の1ページをお開き願います。

議案第2号、農地法第5条の規定による賃借権設定許可申請につきましては、今回、1件の申請であります。ご説明申し上げます。

処理番号1号、申請地、南原地内、3筆、畑、合計3,427㎡、申請理由は、主要地方道に面し利便性が良好な申請地に、物品販売店舗及び駐車場を設けたく賃借するものでございます。

農地区分及び許可方針につきましては、磯補佐から説明いたさせます。

事務局職員(磯和洋君)

農地法に基づく農地区分及び許可方針についてご説明いたします。

参考資料は、1 ページ・2 ページです。

処理番号 1 号、立地基準の農地区分につきましては、10ha 以上の区域内にある農地であるため、第 1 種農地と判断され、許可方針は原則不許可ですが、日常生活上必要であり、住宅が 70m 以内に 6 戸以上、立地している集落に接続して設置されるものであることから、不許可の例外規定に該当いたします。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。農地法以外の他法令につきましては、大規模小売店舗 出店計画が届出済みであり、宅地開発事業に関する指導要綱に基づく協議が提出済みとなっております。また、道路工事施行承認が申請済みとなっております。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長(会長 齋藤孝夫君)

説明を終わります。次に担当委員の調査について、報告願います。

(議案第 2 号)

処理番号 1 号:鶴見委員(代理報告)

議案第 2 号 処理番号 1 号について報告いたします。申請地は、砂沼球場から北西へ約 600m にあり、耕作されておらず、雑草が繁茂していました。6 月 22 日、地区委員 2 名、事務局職員山中主査と現地調査を行いました。申請人への確認は、賃借人には電話にて行い、また、賃貸人には自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、物品販売店兼駐車場へ転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしくお願いします。

議長(会長 齋藤孝夫君)

調査結果について発言はありませんか。

(「なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤孝夫君)

なければお諮りいたします。本案につきましては、申請のとおり処分することに異議ありませんか。

(「異議なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤孝夫君)

異議なしと認め、左様決しました。

続いて、議案第 3 号、現況証明書の交付決定について、を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長(広瀬和男君)

7 ページをご覧ください。

議案第 3 号、現況証明書の交付決定につきましては、今回、1 件の願出であります。非農地証明は現況が山林で農地に復元することが著しく困難であるもの、又は、宅地になってから 20 年以上経過し、かつ違反転用に対して是正指導中でないものなどが交付の対象となります。ご説明申し上げます。

処理番号 1 号、申請地、高道祖地内、畑、682 m²、自己住宅となった土地が 46 年経過するも地目変更が未済のため、願出されたものであります。

以上でございます。

議長(会長 齋藤孝夫君)

説明を終わります。次に担当委員の調査について、報告願います。

(議案第 3 号)

処理番号 1 号:笠島委員

議案第 3 号 処理番号 1 号について報告いたします。願出地は、高道祖小学校から東へ約 900m にあり、自己住宅敷地となっていました。6 月 22 日、地区委員 2 名、事務局職員山中主査と現地調査を行いました。願出人への確認は、自宅訪問にて行い、願出事由のとおりであることを確認しました。願出書の確認及び現地調査の結果、自己住宅敷地となっていることから、証明書の交付について問題ないと判断しました。

ご審議よろしくお願いいたします。

議長(会長 齋藤孝夫君)

調査結果について発言はありますか。

(「なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤孝夫君)

なければお諮りいたします。本案につきましては、証明書を交付することに異議ありませんか。

(「異議なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤 孝夫君)

異議なしと認め、左様決しました。

続いて、議案第 4 号、令和 7 年度 農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長(広瀬和男君)

議案第 4 号の別紙をお開き願います。

議案第 4 号、令和 7 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表につきましては、農業委員会等に関する法律第 37 条におきまして、農業委員会は、農地等の利用の

最適化の推進の状況、その他農業委員会の事務の実施状況について、公表することが義務付けられていることから、毎年度、明解な活動目標を定めるとともに、前年度の活動目標を計画どおり達成できたか、点検・評価を行うこととされております。

内容につきましては、杉田補佐から説明いたします。

事務局職員(杉田由里子君)

議案第4号、令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況につきまして、ご説明いたします。

こちらにつきましては、令和4年2月に農林水産省からの農業委員会による最適化活動の推進等について、の通知により、農業委員会の総会において点検評価し、農業委員会等に関する法律第37条に基づき、農地等の利用の最適化の推進状況、その他農業委員会における事務の実施状況について公表することとなっておりますことから、本日ご審議いただくものでございます。

1ページをお開きください。

1ページは、本市農業の概要及び農業委員会の体制について、でございますので、説明は省略させていただきます。

2ページをお開きください。まず、2ページ以降の構成ですが、2ページから5ページまでがⅡ最適化活動の実施状況について、6ページに、Ⅲ事務の実施状況として、総会の開催の状況や許可件数の状況などが最後のページに載っているという構成になっております。

では、2ページに戻っていただきまして、Ⅱの最適化活動の実施状況につきましては、農地集積、遊休農地の発生防止、新規参入の促進の3つの項目でそれぞれ①が現状及び課題、②が目標、③が令和7年度の実績、その下に農業委員会の点検結果を載せてございます。

2ページの農地の集積におきましては、農業委員及び推進委員の皆さまには、農業者からの相談や地域における出し手・受け手の意向把握により集積を推進していただいたもの、また、中間管理機構等の関係機関と連携して集積等進めてまいりましたが、中ほどの③実績をご覧くださいますと、今回集計方法を見直した結果、集積面積としては減少となってしまいましたが、農業委員会の点検結果につきましては、農地中間管理事業の活用等により、引き続き農地の集積・集約に努める、といたしました。

続いて、(2)遊休農地の発生防止・解消におきましては、委員の皆様には、日々の農地パトロールなど活動をいただいたことと思いますが、3ページ中ほどの③実績では、目標を達成することができませんでした。農業委員会の点検結果につきましては、非農地判断等により守るべき農地を明確にしていくとともに、所有者への指導や農地パトロール農地中間管理事業制度周知を促進していくなど遊休農地の発生防止に努める、といたしました。

続きまして(3)新規参入の促進につきましては、4ページをご覧ください。項目二つ目に③実績がございましたが、こちらにつきましても、目標を達成することができませんでした。しかし、令和7年度は5経営体、面積46.0haの参入実績が得られました。農業委員会の点検結果は、5経営体の参入があった。今後も市農業政策課等、関係機関と情報を共有し、新規参入者の農地取得について支援を行っていく、といたしました。

さらに、5ページの下方に、最適化活動のまとめとしての当委員会の目標達成の評語と各委員さんの評価結果を載せてございます。

目標の達成状況の評語につきましては、最適化活動全体として、目標に対して期待どおりの結果が得

られた、という評価結果となりました。

その下の表、推進委員等の点検・評価結果につきましてはご覧のとりの結果となっております。

目標の設定につきましては、国から指定をされる数値などもございまして、実績として目標を達成できていないものもあります。ですが、最適化の活動は委員さんや推進委員さんの地道な活動で支えられております。今後も目標の達成に向けて、最適化活動、農地の集積や農地の保全などに取り組んでいただくとともに、皆さんの毎月の活動記録がもとになっている部分もございまして、こちらの方も継続して活動をよろしくお願いいたします。

Ⅲ事務の実施状況につきましては、総会等の際に審査をいただいた実績数となっております。説明は割愛させていただきます。

わたくしからは以上でございます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長(会長 齋藤孝夫君)

説明を終ります。発言はありませんか。塚田会長職務代理者。

塚田会長職務代理者

Ⅲの事務の実施状況の中で、違反転用がありますが、これは以前からあったものなのか、今年度中にできたものなのか、教えていただければと思います。

議長(会長 齋藤孝夫君)

事務局、お願いします。

事務局職員(磯和洋君)

お答えします。違反転用の面積については、今年度発生したものについてはございません。これまでの累積の数値でございます。

以上でございます。

塚田会長職務代理者

はい。そうすると、目標については、事務局としては特に考えてないということですか。

事務局職員(磯和洋君)

お答えします。これまで違反転用となっている案件につきましては、今後も指導を続けていきたいと考えております。

以上でございます。

塚田会長職務代理者

わかりました。

議長(会長 齋藤孝夫君)

その他、発言はありませんか。

(「なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤孝夫君)

なければお諮りいたします。本案につきましては、異議ありませんか。

(「異議なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤孝夫君)

異議なしと認め、左様決しました。

それでは、1 ページの 標題より(案)を削除願います。

続いて、議案第 5 号、令和 8 年度全国農業新聞普及推進実施計画について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長(広瀬和男君)

議案第 5 号の別紙をお開き願います。

議案第 5 号、令和 8 年度全国農業新聞普及推進実施計画につきましては、農業委員会の最重点事項として、位置づけられている農地利用の最適化の推進について、農業委員会の情報提供活動が必要不可欠であることから、全国農業新聞を活用した情報提供に取り組むことになっております。

内容につきましては、杉田補佐から説明いたさせます。

事務局(杉田由里子君)

議案第 5 号、令和 8 年全国農業新聞普及推進実施計画につきまして、ご説明させていただきます。

表紙をめくっていただき、次のページの実施計画案をご覧ください。

農業委員会が行う情報提供活動は、農業委員会等に関する法律第 6 条第 3 項第 2 号におきまして、農業一般に関する調査及び情報の提供がうたわれており、農業者への情報提供活動につきましては、農業委員会の重要な業務の一つとして位置付けがなされております。

農業委員会の最重点事項として位置づけられた農地利用の最適化の推進につきましては、農業委員会の情報提供活動が必要不可欠でございますので、農業委員会組織が行う農地利用の最適化を強化するための全国農業新聞普及推進3カ年運動に呼応し、下妻市農業委員会が一丸となって全国農業新聞を活用した情報提供に取り組むことといたします。

本市における現状といたしましては、令和 8 年 6 月現在の購読部数は 56 部で、前年同月の 57 部と比較いたしまして、1 部減となっております。

新規購読部数の目標は、農業委員及び農地利用最適化推進委員 1 人当たり毎年 1 部の確保を図ることとし、令和 8 年 11 月末時点において、令和 8 年 6 月の 56 部から 14 部増の 70 部の達成を目指していきます。

次のページ、別紙 1 をお開きください。

こちらは、県内の市町村別普及推進状況となっております。県西枠の一番上が下妻市分になっておりますので、ご確認ください。

次のページ、別紙 2 をお開きください。

こちらは、下妻市の普及拡大目標についてでございます。先ほどの説明と重複いたしますが、農業委員及び農地利用最適化推進委員 1 人当たり毎年 1 部の確保を掲げ、令和 8 年 11 月末時点で 70 部の確保を目標といたします。

最後のページ、別紙 3 をお開きください。

本日、普及推進に関する申し合わせ決議といたしまして、下記の 3 点につきまして、申し合わせ決議をお願いいたします。

まず、1 点目が、農業者や農村現場への農政情報および農業委員会活動の普及、浸透と、地域の情報を発信するため、全国農業新聞を活用した情報提供活動を行う、でございます。

続きまして、2 点目が、農業委員・農地利用最適化推進委員 1 人当たり毎年 1 部以上の新規購読者の確保を目標に普及推進を行う、でございます。

最後に、3 点目としまして、令和 8 年 11 月 18 日までに購読部数 70 部の達成を目指す、でございます。

以上の 3 点につきまして、本日決議をいただくとともに、実施計画の承認をいただければと思います。

以上で説明を終了いたします。よろしくご審議下さいますようお願いいたします。

議長(会長 齋藤孝夫君)

説明を終わります。発言はありませんか。

(「なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤孝夫君)

なければお諮りいたします。本案につきましては、異議ありませんか。

(「異議なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤孝夫君)

異議なしと認め、左様決しました。それでは、2 枚目の標題より(案)を削除願います。

続いて、報告第 1 号、地域計画区域内における認定農業者が使用する農業用施設への転用に係る申出について、報告願います。局長。

事務局長(広瀬和男君)

8 ページをお開き願います。

報告第 1 号、地域計画区域内における認定農業者が使用する農業用施設への転用に係る申出につきましては、今回 1 件の申出であります。ご報告申し上げます。今回の申出については、農地法施行規則第 29 条第 1 項第 4 号の規定による農地転用許可を不要とする特例にあたります。地域計画区域内における認定農業者が使用する農業用施設への転用について、当該施設の必要性があること、周辺の営農条件に支障を及ぼすおそれがないという要件を満たすことにより、農地法の許可を要せず、農業委員会への申出をすることで、処理できる扱いとなりました。以上のことから申出がありましたので、報告するものです。

処理番号1号、申出地、古沢地内、2筆、登記、田、現況、畑 837 m²のうち278.38 m²及び畑1,197 m²、合計1,475.38 m²、申出理由は、自宅に近い申出地に、乾燥機小屋 兼 作業場 兼 倉庫 を設けるもので、去る5月18日申出があり、内容の審査及び現地調査を行った結果、適法でありましたので、申出を受理したことをご報告申し上げます。

以上でございます。

議長(会長 齋藤孝夫君)

これは報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

続いて、報告第2号、転用事実証明願の専決処分について、報告願います。局長。

事務局長(広瀬和男君)

9ページをご覧ください。

報告第2号、転用事実証明願の専決処分について、ご報告申し上げます。

処理番号1号、五箇地内、登記、畑、現況、雑種地 1,206 m²のうち203.48 m²の願出地は、携帯電話用無線基地局設置のため、平成18年7月28日付けで、制限除外の農地の移動届を届出したが、地目変更が未済のため、今回、地目変更登記をしたく、願出されたものであります。去る6月5日、願出があり、内容を審査し、また、現地調査をした結果、転用目的どおり利用されておりましたので、下妻市農業委員会事務局処務規則第6条の規定に基づき、証明書を交付したことをご報告申し上げます。

以上でございます。

議長(会長 齋藤孝夫君)

これも報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

続いて、報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知書受理について、報告願います。局長。

事務局長(広瀬和男君)

10ページをお開き願います。

報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知書受理について、ご報告申し上げます。

農地法第18条第6項の規定による合意の解約が議案書に記載のとおり、10ページから15ページまで、28件ございました。全件、添付書類も含めて完備されており、受理いたしましたので、ご報告を申し上げます。

以上でございます。

議長(会長 齋藤孝夫君)

これも報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

以上で本日の案件は、すべて終了いたしました。

慎重なるご審議ありがとうございました。

以上を持ちまして、令和8年第6回下妻市農業委員会総会を閉会いたします。

議事終了(午後 2 時 34 分)

議 長 齋 藤 孝 夫

署名委員 塚 田 好 克

署名委員 高 橋 克 巳